

(補足)「公認会計士等の数」「2級登録経理試験資格者等の数」について

審査基準日が令和5年4月1日以降の申請については、「公認会計士等の数」「2級登録経理試験資格者等の数」の要件が変更となります。

	審査基準日が令和5年3月31日まで	審査基準日が令和5年4月1日以降
公認会計士等の数	1級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価)	① 1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者 ② 1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者
2級経理資格者	2級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価)	③ 2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者 ④ 2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者

【必要な確認書類】

企業会計基準が頻繁に変化する中で、継続的な研修の受講によって最新の会計情報等に関する知識を習得することが重要になってきていることを踏まえ、公認会計士等数の算出にあたって参入できる者を改正しました。この改正により**審査基準日がR5.4.1以降の申請については、研修(講習)を受講しないと加点対象にならないものもありますので**ご注意ください。

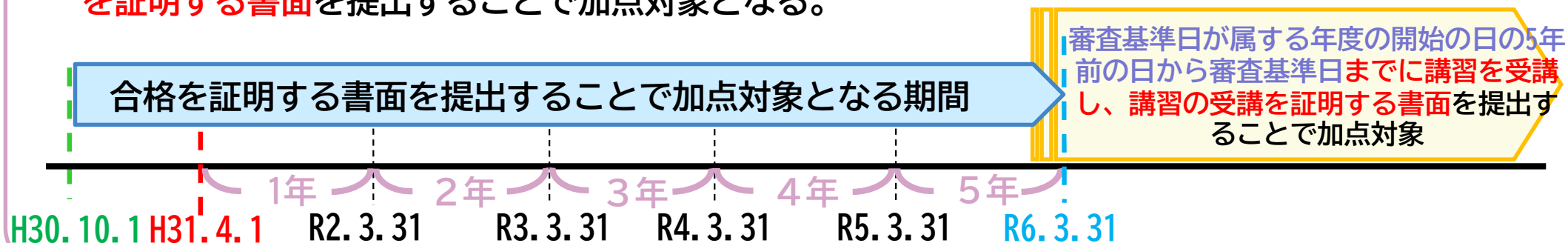
要件	必要な確認書類	研修(講習)受講の要否
②、④ 1級(2級)登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者	登録経理講習を受講した年度の翌年度から 5年を経過していない受講を証明する書面	必要
①、③ 1級(2級)登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者	登録経理試験に合格した年度の翌年度から 5年を経過していない合格を証明する書面	不要

(補足) 登録経理試験資格者の加点対象となる期間について

例：H30年10月1日に登録経理試験に合格した場合

合格した年度の翌年度の開始の日 (H31.4.1) から5年経過 (R6.3.31) するまでの間を審査基準日とする申請については、**合格を証明する書面**を提出することで加点対象となる。

5年経過後以降 (R6.4.1以降)を審査基準日とする申請については合格証では加点対象とならず、審査基準日が属する年度の開始の日の5年前の日から審査基準日までに講習を受講し、**講習受講を証明する書面**を提出することで加点対象となる。



【審査基準日を基準とした考え方】

例：審査基準日がR5年4月1日～R6年3月31日の場合

H30.4.1から審査基準日までの間に登録経理試験合格 (又は講習受講) であれば加点対象となる。
H30.3.31以前の合格 (又は講習受講) は**加点対象とならない**。

